

安曇野市では、空家の流通や利活用を促進するとともに、空家への居住者の増加を図り、市の人口増加や地域活性化につなげるため、空家の各種利活用制度をご用意しています。

市では、**安曇野市移住等空家改修利活用促進事業補助金**として、4つのメニューを設けました。

- |   |                           |
|---|---------------------------|
| <b>①「ようこそ。安曇野へ」補助</b>   | 対象経費の2/3<br><b>上限80万円</b> |
| 移住者が、安曇野市空き家バンクから購入済みの物件をこれから改修し、改修後 <b>そこに10年以上居住</b> する場合に、物件の改修工事費用を補助します。               |                           |
| <b>②「活かそう。地域資源」補助</b>   | 対象経費の1/3<br><b>上限30万円</b> |
| 持ち家のない市内在住者が、安曇野市空き家バンクから購入済みの物件をこれから改修し、改修後 <b>そこに3年以上居住</b> する場合に、物件の改修工事費用を補助します。        |                           |
| <b>③「おかえり。安曇野へ」補助</b>   | 対象経費の1/3<br><b>上限50万円</b> |
| 移住者が、3親等以内の親族から購入・受贈・賃貸・使用貸借した/している空家をこれから改修し、改修後 <b>そこに3年以上居住</b> する場合に、物件の改修工事費用を補助します。   |                           |
| <b>④「長期体験。安曇野暮らし」補助</b>   | 対象経費の1/3<br><b>上限40万円</b> |
| 移住者が、安曇野市空き家バンクから定期賃貸借をした物件をこれから改修し、改修後 <b>そこに1年または定期賃貸借契約満了まで居住</b> する場合に、物件の改修工事費用を補助します。 |                           |

### ◎申請要件をおおまかに整理した表

①	ようこそ。安曇野へ	移住者	が	安曇野市 空き家バンク	から	購入	した物件を 改修し、	そこへ <b>10年</b> 居住
②	活かそう。地域資源	持ち家のない 市内在住者	が	安曇野市 空き家バンク	から	購入	した物件を 改修し、	そこへ <b>3年</b> 居住
③	おかえり。安曇野へ	移住者	が	3親等以内の 親族	から	購入・受贈 賃貸・使用貸借	した物件を 改修し、	そこへ <b>3年</b> 居住
④	長期体験。安曇野暮らし	移住者	が	安曇野市 空き家バンク	から	定期賃貸借 (※DIY可)	した物件を 改修し、	そこへ <b>1年</b> 居住 ※または定期賃貸借 契約満了まで居住

## 安曇野市空き家バンクとは？

安曇野市で運営する不動産情報ウェブサイトです。どなたでも不動産情報を閲覧することが可能です。

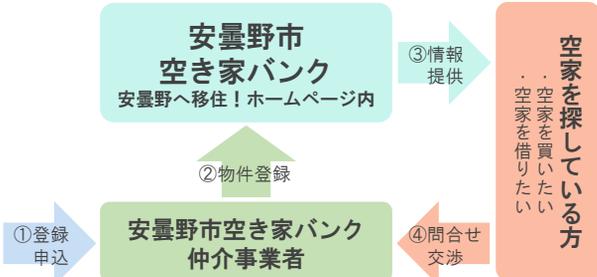
空家所有者の方は、空家バンク仲介事業者と契約して登録申込みすることで、物件を空家バンクに掲載できます。

空家を探している方は、空家バンク上で物件を閲覧し、問合せや交渉申込みができます。

空家バンクホームページはこちら



空家所有者  
空家を売りたい  
空家を貸したい



**注目!**

移住者の方が、安曇野市空き家バンクから物件を買って/借りて、これから仲介手数料の支払いや引越しなどを行う場合…

**移住者支援補助**が併用できます！

対象経費の1/3  
**上限10万円**

詳細はこちら  
 から▶



# 1 「ようこそ。安曇野へ」補助

移住者が、安曇野市空き家バンクから購入済みの物件をこれから改修し、改修後そこに10年以上居住する場合に、物件の改修工事費用を補助します。

**注意!** 必ず着手前に補助金の申請をしてください。  
(先に改修工事の施工・改修工事の契約をしてしまうと、補助金はもらえません。)

○申請する場合は、以下の要件をすべて満たす必要があります。

対象者	<input type="checkbox"/> 個人であること（法人でないこと）
	<input type="checkbox"/> 市税および国民健康保険税に滞納がないこと
	<input type="checkbox"/> 改修する建物の所有者であること
	<input checked="" type="checkbox"/> <b>移住者</b> であること [以下の①②のどちらかに該当すること]
	<input type="checkbox"/> ・①現に安曇野市外に居住している ・②令和2年6月1日以降に安曇野市内へ転入し、かつ交付申請日時時点で転入して2年以内
<input type="checkbox"/> 改修工事後、改修した物件に <b>住民登録</b> し、 <b>10年以上居住</b> すること	
<input type="checkbox"/> 過去にこの補助金の交付を受けていないこと	
対象物件	<input checked="" type="checkbox"/> <b>安曇野市空き家バンク</b> から <b>購入</b> した物件であること
	<input type="checkbox"/> ※複数の不動産サイトに掲載されている物件でも、安曇野市空き家バンクに <b>併せて</b> 掲載されていれば対象となります。 ※ <b>安曇野市空き家バンク</b> が対象です。 <b>全国版空き家バンク、楽国信州空き家バンク</b> 等のみに掲載されていた物件は <b>対象となりません</b> 。
	<input type="checkbox"/> 交付申請日時時点で、 <b>物件の取得から2年以内</b> であること
	<input type="checkbox"/> 戸建て物件であること（共同住宅の空き室や長屋の空き住戸でないこと）
<input type="checkbox"/> 過去にこの補助金の交付を受けた物件でないこと	
その他	<input type="checkbox"/> 補助対象経費が <b>合計10万円以上</b> であること
	<input type="checkbox"/> 申請年度末（3月31日）までに実績報告ができること
	<input type="checkbox"/> 補助対象経費について、他の補助金と併用しないこと（施工箇所が完全に分離できれば併用可）

## ○補助の対象となる経費

- ・当該物件の**建物本体**に係る改修請負工事費用
- ・改修に係る既設部分の取外し費用、運搬費用、処分費用（**家電リサイクル料金を除く**）

※建物本体でないもの、建物本体に**固定されない**設備、備品は**対象外**です

対象経費の**2/3**  
上限**80万円**を補助

## ○補助対象になる経費の例

- ・断熱改修工事（ペアガラス、断熱材の設置）
- ・外装工事（建物本体の壁面塗装、屋根のふき替え）
- ・内装工事（壁紙やフローリングの張替え、建具の取付け、畳替え等）
- ・設備工事（ユニットバス、洗面台、空調機、キッチン、ボイラー等固着する設備の設置）
- ・間取りの変更等を伴う増改築工事

## ○補助対象にならない経費の例

- ・建物本体に固着せず、取り外しが容易な家電や家具の設置（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、タンス、テーブル等）
- ・各種外構工事（門・塀・カーポートの設置、玄関アプローチタイル敷詰め、芝生の設置、植栽工事等）
- ・申請者自らが施工する工事



## 2 「活かそう。地域資源」補助

持ち家のない市内在住者が、安曇野市空き家バンクから購入済みの物件をこれから改修し、改修後そこに3年以上居住する場合に、物件の改修工事費用を補助します。

**注意!** **必ず着手前に補助金の申請をしてください。**  
(先に改修工事の施工・改修工事の契約をしてしまうと、補助金はもらえません。)

○申請する場合は、以下の要件を**すべて満たす必要があります。**

対象者	<input type="checkbox"/> 個人であること（法人でないこと）
	<input type="checkbox"/> 市税および国民健康保険税に滞納がないこと
	<input type="checkbox"/> 改修する建物の所有者であること
	<input type="checkbox"/> 現に安曇野市内に居住していること
	<input type="checkbox"/> 本補助金で改修する建物以外に、 <b>申請者またはその配偶者名義の持ち家が安曇野市内にないこと</b> ※宅地、田畑、山林などの土地は所有していても構いません。
	<input type="checkbox"/> 改修工事後、改修した物件に <b>住民登録し、3年以上居住</b> すること
	<input type="checkbox"/> 過去にこの補助金の交付を受けていないこと
対象物件	<input type="checkbox"/> <b>安曇野市空き家バンクから購入</b> した物件であること ※複数の不動産サイトに掲載されている物件でも、安曇野市空き家バンクに併せて掲載されていれば対象となります。 ※安曇野市空き家バンクが対象です。全国版空き家バンク、楽国信州空き家バンク等のみに掲載されていた物件は対象となりません。
	<input type="checkbox"/> 交付申請日時時点で、 <b>物件の取得から2年以内</b> であること
	<input type="checkbox"/> 戸建て物件であること（共同住宅の空き室や長屋の空き住戸でないこと）
	<input type="checkbox"/> 過去にこの補助金の交付を受けた物件でないこと
その他	<input type="checkbox"/> 補助対象経費が <b>合計10万円以上</b> であること
	<input type="checkbox"/> 申請年度末（3月31日）までに実績報告ができること
	<input type="checkbox"/> 補助対象経費について、他の補助金と併用しないこと（施工箇所が完全に分離できれば併用可）

### ○補助の対象となる経費

- ・当該物件の**建物本体**に係る改修請負工事費用
- ・改修に係る既設部分の取外し費用、運搬費用、処分費用（**家電リサイクル料金を除く**）

※建物本体でないもの、建物本体に**固定されない設備、備品は対象外**です

対象経費の**1/3**  
上限**30万円**を補助

### ○補助対象に**なる**経費の例

- ・断熱改修工事（ペアガラス、断熱材の設置）
- ・外装工事（建物本体の壁面塗装、屋根のふき替え）
- ・内装工事（壁紙やフローリングの張替え、建具の取付け、畳替え等）
- ・設備工事（ユニットバス、洗面台、空調機、キッチン、ボイラー等固着する設備の設置）
- ・間取りの変更等を伴う増改築工事

### ○補助対象に**ならない**経費の例

- ・建物本体に固着せず、取り外しが容易な家電や家具の設置（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、タンス、テーブル等）
- ・各種外構工事（門・塀・カーポートの設置、玄関アプローチタイル敷詰め、芝生の設置、植栽工事等）
- ・申請者自らが施工する工事



# 3 「おかえり。安曇野へ」補助

移住者が、3親等以内の親族から購入・受贈・賃貸・使用貸借した/している空家をこれから改修して、改修後そこに3年以上居住する場合に、物件の改修工事費用を補助します。

**注意!** 必ず着手前に補助金の申請をしてください。

(先に改修工事の施工・改修工事の契約をしてしまうと、補助金はもらえません。)



○申請する場合は、以下の要件を**すべて満たす必要があります。**

対象者	<input type="checkbox"/> 個人であること (法人でないこと)
	<input type="checkbox"/> 市税および国民健康保険税に滞納がないこと
	<input type="checkbox"/> 改修する建物の所有者または貸借者であること
	<input type="checkbox"/> <b>移住者</b> であること [以下の①②のどちらかに該当すること]
	<input type="checkbox"/> ・①現に安曇野市外に居住している ・②令和2年6月1日以降に安曇野市内へ転入し、かつ交付申請日時時点で転入して2年以内
	<input type="checkbox"/> 改修工事後、改修した物件に <b>住民登録</b> し、 <b>3年以上居住</b> すること
対象物件	<input type="checkbox"/> 過去にこの補助金の交付を受けていないこと
	対象物件の所有者が、 <b>申請者の3親等以内の親族</b> であること
	<input type="checkbox"/> <b>既に購入・受贈済みの場合</b> ：前所有者が <b>申請者の3親等以内の親族</b> であること ※申請者の配偶者が対象物件の所有者または前所有者である場合は、補助金の対象となりません。
	申請者が対象建物へ居住する前の段階で、対象建物が「 <b>空家</b> 」であったこと
	<input type="checkbox"/> ※ <b>おおむね1年以上</b> にわたり、 <b>居住その他の利用実態</b> (店舗や賃貸、別荘としての利用など)がない建築物等を「空家」といいます。 ただし、申請時点で既に市場に出ている(=不動産業者と売買・媒介契約を締結している)ものは対象となりません。 *所有者や近隣の方が「ここは空家だ」と認識しているかどうかは関係なく、客観的な状況で判断します。
	<input type="checkbox"/> 交付申請日時時点で、 <b>物件の購入・受贈・賃貸借・使用貸借から2年以内</b> であること ※既に入居している場合は、 <b>入居契約日又は入居日から2年以内</b>
その他	<input type="checkbox"/> <b>賃貸借・使用貸借の場合</b> ：本補助金で改修した部分については、 <b>原状回復不要</b> との旨を <b>貸主と合意</b> すること
	<input type="checkbox"/> 戸建て物件であること (共同住宅の空き室や長屋の空き住戸でないこと)
	<input type="checkbox"/> 過去にこの補助金の交付を受けた物件でないこと
	<input type="checkbox"/> 補助対象経費が <b>合計10万円以上</b> であること
その他	<input type="checkbox"/> 申請年度末(3月31日)までに実績報告ができること
	<input type="checkbox"/> 補助対象経費について、他の補助金と併用しないこと (施工箇所が完全に分離できれば併用可)

## ○補助の対象となる経費

- ・当該物件の**建物本体**に係る改修請負工事費用
- ・改修に係る既設部分の取外し費用、運搬費用、処分費用 (**家電リサイクル料金を除く**)

※建物本体でないもの、建物本体に**固定されない設備、備品**は**対象外**です

対象経費の**1/3**  
上限**50万円**を補助

## ○補助対象に**なる**経費の例

- ・断熱改修工事 (ペアガラス、断熱材の設置)
- ・外装工事 (建物本体の壁面塗装、屋根のふき替え)
- ・内装工事 (壁紙やフローリングの張替え、建具の取付け、畳替え等)
- ・設備工事 (ユニットバス、洗面台、空調機、キッチン、ボイラー等固着する設備の設置)
- ・間取りの変更等を伴う増改築工事

## ○補助対象に**ならない**経費の例

- ・建物本体に固着せず、取り外しが容易な家電や家具の設置 (テレビ、冷蔵庫、洗濯機、タンス、テーブル等)
- ・各種外構工事 (門・塀・カーポートの設置、玄関アプローチタイル敷詰め、芝生の設置、植栽工事等)
- ・申請者自らが施工する工事

# 4 「長期体験。安曇野くらし」補助

**DIY** 施工可能です!

移住者が、安曇野市空き家バンクから定期賃貸借をした物件をこれから改修し、改修後そこに1年または定期賃貸借契約満了まで居住する場合に、物件の改修工事費用を補助します。

**注意!** 必ず着手前に補助金の申請をしてください。

(先に改修工事の施工・改修工事の契約をしてしまうと、補助金はもらえません。)



○申請する場合は、以下の要件をすべて満たす必要があります。

対象者	<input type="checkbox"/> 個人であること（法人でないこと）
	<input type="checkbox"/> 市税および国民健康保険税に滞納がないこと
	<b>移住者</b> であること [以下の①②のどちらかに該当すること]
	<input type="checkbox"/> ・①現に安曇野市外に居住している ・②令和2年6月1日以降に安曇野市内へ転入し、かつ交付申請日時時点で転入して2年以内
対象物件	改修工事後、改修した物件に <b>1年以上</b> 居住すること
	<input type="checkbox"/> ※1年以内に定期賃貸借契約が終了する場合は、その期間満了まで居住すること ※改修後に安曇野市への住民登録を行わなくとも構いません。
	<input type="checkbox"/> 過去にこの補助金の交付を受けていないこと
	<b>安曇野市空き家バンク</b> から <b>1年以上の契約期間で定期賃貸借</b> した物件であること
その他	<input type="checkbox"/> ※複数の不動産サイトに掲載されている物件でも、安曇野市空き家バンクに併せて掲載されていれば対象となります。 ※安曇野市空き家バンクが対象です。全国版空き家バンク、楽園信州空き家バンク等のみに掲載されていた物件は対象となりません。 ※定期賃貸借の物件が対象です。普通賃貸借の場合は対象となりません。
	<input type="checkbox"/> 交付申請日時時点で、物件の <b>定期賃貸借契約日または入居日から2年以内</b> であること
	<input type="checkbox"/> 本補助金で改修した部分については、 <b>原状回復不要</b> との旨を <b>貸主と書面で合意</b> すること
	<input type="checkbox"/> 戸建て物件であること（共同住宅の空き室や長屋の空き住戸でないこと）
その他	<input type="checkbox"/> 過去にこの補助金の交付を受けた物件でないこと
	<input type="checkbox"/> 補助対象経費が合計 <b>10万円以上</b> であること
	<input type="checkbox"/> 申請年度末（3月31日）までに実績報告ができること
	<input type="checkbox"/> 補助対象経費について、他の補助金と併用しないこと（施工箇所が完全に分離できれば併用可）

## ○補助の対象となる経費

- ・当該物件の**建物本体**に係る改修請負工事費用
- ・改修に係る既設部分の取外し費用、運搬費用、処分費用（**家電リサイクル料金を除く**）
- ・申請者が**DIY施工する場合**：建具、建材、設備の調達に要する費用

対象経費の**1/3**

上限**40**万円を補助

※建物本体でないもの、建物本体に**固定されない設備、備品**は**対象外**です

※**DIY施工の場合**、施工に係る工具購入費、運搬費、電気料、損料等の**間接工費**は**対象外**です

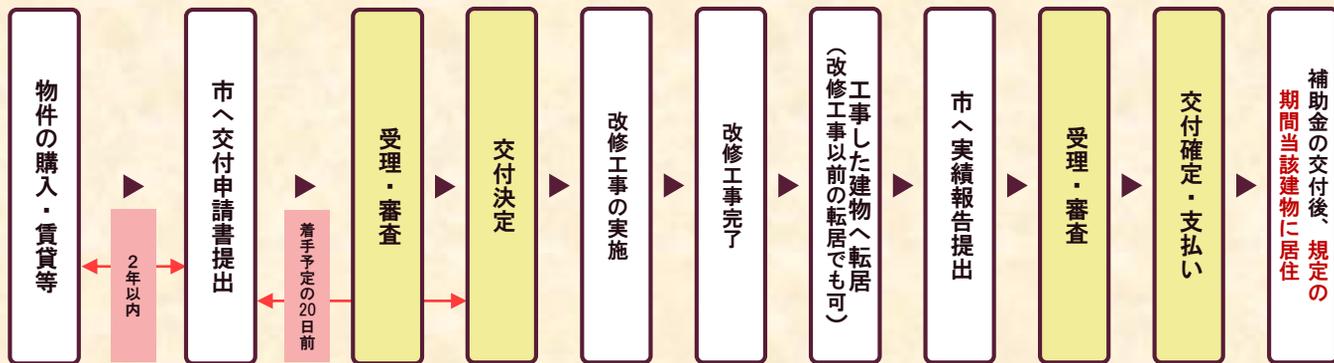
## ○補助対象になる経費の例

- ・断熱改修工事（ペアガラス、断熱材の設置）
- ・外装工事（建物本体の壁面塗装、屋根のふき替え）
- ・内装工事（壁紙やフローリングの張替え、建具の取付け、畳替え等）
- ・設備工事（ユニットバス、洗面台、空調機、キッチン、ボイラー等固着する設備の設置）
- ・間取りの変更等を伴う増改築工事
- ・申請者自らが施工する工事（建具、建材及び設備等調達費）

## ○補助対象にならない経費の例

- ・建物本体に固着せず、取り外しが容易な家電や家具の設置（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、タンス、テーブル等）
- ・各種外構工事（門・塀・カーポートの設置、玄関アプローチタイル敷詰め、芝生の設置、植栽工事等）
- ・申請者自らが施工する工事の場合、施工に係る工具購入費、運搬費、燃料費、電気料、器具損料等の間接工費

# ◎補助金の申請から交付まで



## ◎交付申請時の添付書類

- ・補助事業の区分によって添付書類が異なりますので、下記表でご確認をお願いいたします。
- ・必ず着手前に補助金の申請をしてください。（先に改修工事の施工・改修工事の契約をしまうと、補助金はもらえません。）

各種書式は  
こちらから  
ダウンロード  
できます



No.	添付書類名	備考	① 安曇野へ ようこそ。	② 活かそう。 地域資源	③ おかえり。 安曇野へ	④ 長期体験。 安曇野くらし
1	安曇野市移住等空家改修利活用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）	・安曇野市役所移住定住推進課（2階6番窓口）で配布します。 ・市HPからもダウンロード可能です。 ・補助対象経費は <b>税込金額</b> をご記入ください。	○	○	○	○
2	安曇野市移住等空家改修利活用促進事業に係る誓約書兼同意書（様式第9号）	・安曇野市役所移住定住推進課（2階6番窓口）で配布します。 ・市HPからもダウンロード可能です。	○	○	○	○
3	補助対象経費の内訳がわかる見積書の写し	※ <b>家電リサイクル料金は対象外</b> です。補助対象経費から除外してください。 ※宛名は、交付申請書の申請者名と一致させてください。 ※有効期限切れや、内訳の計算ミスにご注意ください。	○	○	○	○ ※DIY 施工費の 見積含む
4	申請者の住民票の写し	・現住所地の役所で取得します。 ※原則3か月以内に取得したものをご提出ください。	○	○	○	○
5	対象建物の位置図	・Google Mapや、住宅地図のコピーなどをご提出ください。	○	○	○	○
6	事業実施前に撮影した、事業実施箇所の状況がわかる写真	・施工予定箇所を各1枚ずつ程度撮影したものをご提出ください。実績報告時にビフォーアフターで見比べられるとなお幸いです。 ・現像した写真、デジタル画像を印刷したもの、どちらでも構いません。	○	○	○	○
7	対象建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し	※ <b>登記全部事項証明書</b> が必要です。登記完了書では受理できません。 ・登記全部事項証明書は、法務局でだれでも取得できます。 ・安曇野市の場合は、松本法務局[長野県松本市沢村2丁目12-46]が最寄りです。なお、松本に限らず全国どの法務局でも同じ書類を取得できます。 ・法務局窓口で取得する場合は、1通600円かかります。 ※原則3か月以内に取得したものをご提出ください。	○	○	○	○
8	対象建物に関する、空き家バンク要綱第11条第2項に定める契約締結報告書の写し	・売買を担当した不動産事業者から取得します。 ※既に不動産事業者から安曇野市へ提出済みの場合は添付不要です。	○	○	○	○
9	申請者及びその配偶者の安曇野市の資産証明書又は無資産証明書の写し	・安曇野市役所税務課（1階19番窓口）で、1通300円で取得できます。 ※申請人と配偶者で <b>各1通ずつ</b> が必要です。		○		
10	戸籍謄本の写し、除籍謄本の写し、遺産分割協議書の写し、親族図等により対象建物の所有者等と申請者及び他の共有者との間の親族関係が分かる書類	・申請者との関係性が分かるいずれかの書類をご提出ください。 ・親族図は手書きでも構いません。			○	
11	対象建物の定期賃貸借契約書等の写し（本補助金で施工した部分は <b>原状回復不要との合意が確認できる書面</b> 含む。）	※ <b>定期賃貸借契約</b> が対象です。 普通賃貸借契約の場合は <b>対象になりません</b> 。			○ 契約書がある場合 提出	○
12	安曇野市移住等空家改修利活用促進事業に係る関係者同意書（様式第10号）	・安曇野市役所移住定住推進課（2階6番窓口）で配布します。 ・市HPからもダウンロード可能です。	関係者が 存する 場合提出	関係者が 存する 場合提出	関係者が 存する 場合提出	

## ◎実績報告時の添付書類 ※必ず年度末（3月31日）までに提出してください！

- ・改修工事請負契約書又は申込書の写し
- ・改修工事の領収書の写し
- ・申請者の住民票の写し（交付申請時に既に当該建物へ転居済の場合は提出不要）
- ・事業実施後に撮影した、事業実施箇所の状況がわかる写真
- ・その他市長が特に必要と認める書類

## ※④「長期体験。安曇野くらし」補助の場合

- ・申請者の住民票の写しは提出不要です。
- ※**DIY施工を実施した場合は、追加で下記書類が必要です。**
- ・建具、建材、設備等の**納品が確認できる写真（必ず取付前に撮影してください！撮り忘れ注意！）**
- ・建具、建材、設備等の領収書の写し



お問い合わせ

安曇野市役所 移住定住推進課 空家活用係 〒399-8281 長野県安曇野市豊科6000（2階6番窓口）  
電話：0263-71-2011（直通） / メール：akiya@city.azumino.nagano.jp